町内会・自治会基礎講座

～町内会の概要と事務手続きについて～



盛岡市町内会連合会
玉山地域自治会連絡協議会
盛岡市 市民部 市民協働推進課

■目次

1　町内会・自治会の概要

2　町内会・自治会の組織運営

3　市への届出・連絡

4　補助金、物品の支給・貸出し制度

5　市への相談

１　町内会・自治会の概要

■町内会・自治会の定義

町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。

区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っています。

※町内会・自治会の連合体

盛岡・都南地域：盛岡市町内会連合会
TEL623-4690

玉　山　地　域：玉山地域自治会連絡協議会
TEL683-2116

■町内会・自治会の主な活動内容

町内会の主な活動内容

環境美化活動

集団資源回収、
花いっぱい運動、
ごみ集積所の維持管理 など





住民相互の連絡、調整

各種団体との連絡調整、
福祉ボランティア活動 など

レクリエーション活動

各種レクリエーション
活動、スポーツ大会、
新年会　など



交通安全や防犯活動の推進

交通安全運動、
防犯活動の
実施 など



街路灯の維持、管理

街路灯・防犯灯の
設置、管理 など



防災、防火

自主防災組織づくり、
防災訓練 など



市に対する要望など

道路等の地域環境
整備の要望 など



■町内会・自治会の必要性

もしも、町内会・自治会がなくなってしまったら…

街路灯が少なくなってしまうかも…



ごみ集積場所が遠くなるかも…



いざという時に誰を頼ればいいか分からないかも…

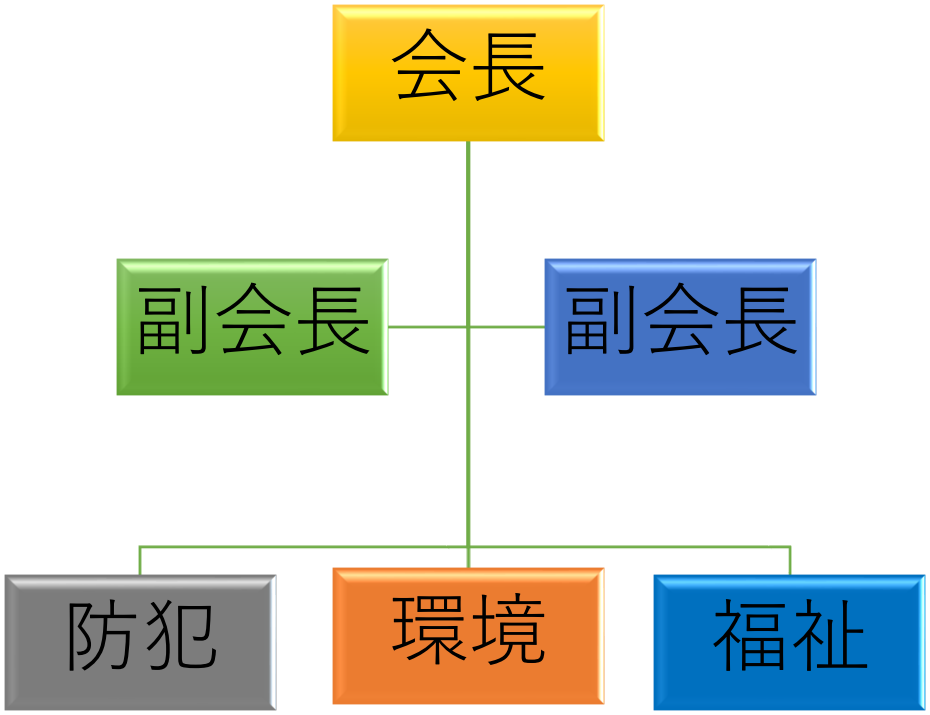


町内会・自治会はみなさんの生活に欠かせない大切な役割を担っています！

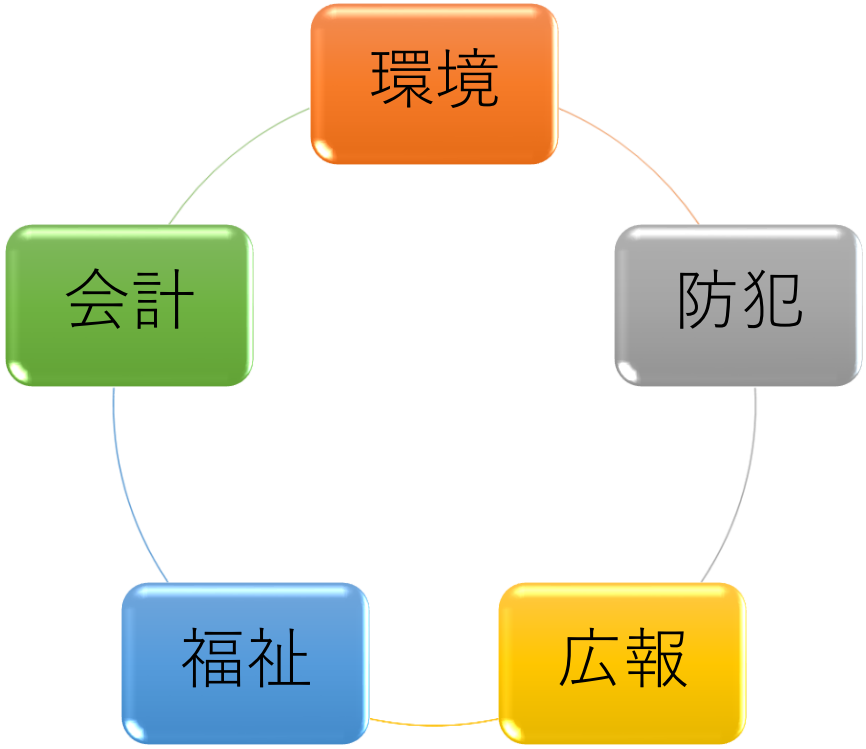
２　町内会・自治会の組織運営

■組織構成例

【縦割り構成】



【円構成】



■町内会・自治会の推薦による推進委員及び委員

きれいなまち推進員

廃棄物の処理方法の指導など

・資源循環推進課　TEL626-3733・3716
・玉山総合事務所税務住民課　TEL683-3805



保健推進員

各種検診の受診勧奨など

・公務災害・報酬などの事務について
・各種事業について（旧盛岡）
　盛岡市保健所健康増進課
　　TEL603-8306
・各種事業について（玉山）
　玉山総合事務所健康福祉課
　　TEL683-3869



民生委員・児童委員

福祉サービスの情報提供など

・地域福祉課　TEL626-7509



■町内会・自治会の主な会議

●総会

町内会・自治会の意思決定の最高議決機関

通常総会

１年間のまとめ（事業報告）と決算、新年度の事業計画と予算、役員の選出など重要事項を審議し、議決を行う会議

臨時総会

緊急に解決すべき課題が発生した場合など、必要に応じて招集

●役員会

総会の議決に従って、自治会を実際に運営していくための会議

■会費の使い道

会の運営費

・会議費
・役員手当　など

各種負担金

・地区福祉推進会
・町内会連合会　など

行事開催経費

・運動会
・夏祭り
・敬老会　など

事業費

・ごみ集積場所の設置、管理
・街路灯の設置、管理　など

自治公民館管理費

・光熱水費
・修繕費　など



■個人情報の取扱い



〇個人情報

　個人の氏名や年齢、住所、家族構成など、個人を特定する様々な情報のこと。

個人情報の取扱い上の留意点

① 利用目的を伝える。
② 利用目的の範囲内で活用する。
③ 会員名簿は適切に管理する。
④ 不要になった個人情報は裁断のうえ処分する。
⑤ 知り得た情報を口外しない。
⑥ 不正な利益を図る目的で名簿を利用しない。

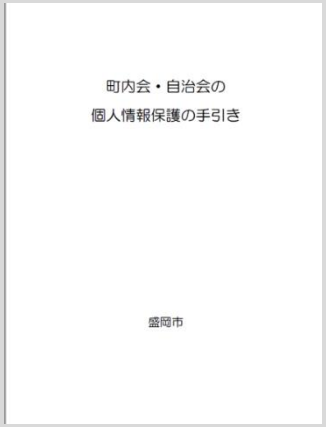
■町内会・自治会の手引き

市では、町内会・自治会運営を円滑に進めることができるよう、町内会・自治会向けの各種手引きを発行しています。

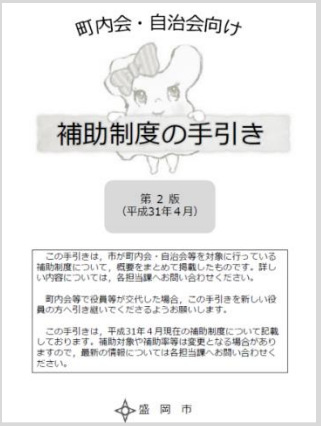
町内会・自治会の手引き



町内会・自治会の
個人情報保護の手引き



町内会・自治会向け
補助制度の手引き



http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/jichikai/1001907.html

市ホームページトップ＞暮らし・届け出＞市民活動
＞自治会・地縁団体＞町内会・自治会

■課題解決のヒントになる研修会



町内会・自治会基礎講座

コミュニティリーダー研修会　※例年２月頃開催

・担い手不足解消
・地域交流の活性化

地域活動担い手養成講座　※例年２月頃開催

地域活動の担い手を創出

【問い合わせ先】市民協働推進課協働推進係　TEL626-7535

学びの循環推進事業まちづくりコース講座　※随時

・盛岡市市民協働推進指針について
・市民協働によるまちづくり

【問い合わせ先】教育委員会中央公民館　TEL654-5366

３　市への届出・連絡

■届出・連絡事項の一覧

(1) 町内会・自治会長が代わったとき

(2) 広報紙等の配布方法を変えるとき

(3) 広報紙等配布担当者が代わるとき

(4) 回覧担当者が代わるとき（盛岡・都南地域）

(5) 文書連絡員が代わるとき（玉山地域）

(6) ごみ集積場所を設置するとき

町内会配布の
場合のみ

(1) 町内会・自治会長が代わったとき



○担当課まで御連絡ください（電話・メール・FAX）

新しく会長になった方の住所、氏名、電話番号

○同時に会長あて文書送付先を変更する場合

～文書送付先等変更届の様式～

盛岡市HPトップページ＞暮らし・届け出＞市民活動＞自治会・地縁団体＞町内会・自治会長あて文書について

【問い合わせ先】

（盛岡・都南地域）市民協働推進課　TEL626-7500

（玉山地域）玉山総合事務所総務課　TEL683-2116

(2) 広報紙等の配布方法を変えるとき



➡町内会配布または業者配布のどちらの方法とするか、毎年11～12月頃に意向調査を行い、翌年度の配布方法を決定します。

〇申出書を御提出ください

市から送付する申出書を提出してください。
※なお、年度途中での変更はできません。

【問い合わせ先】　広聴広報課　TEL613-8369

(3) 広報紙等配布担当者が代わるとき

〇担当課まで御連絡ください（電話・メール・FAX）

※年度途中で配布担当者が交代する場合

➡「配布担当者」へは月に２回、「広報もりおか」等をお届けします。

【問い合わせ先】

広聴広報課　TEL613-8369

(4) 回覧担当者が代わるとき
（盛岡・都南地域）



〇担当課まで御連絡ください（電話・メール・FAX）

新しく担当になった方の住所、氏名、電話番号

〇～文書送付先等変更届の様式～

盛岡市HPトップページ＞暮らし・届け出＞市民活動＞自治会・地縁団体＞町内会・自治会長あて文書について

【問い合わせ先】　市民協働推進課　TEL626-7500

(5) 文書連絡員が代わるとき（玉山地域）

〇変更届出書の提出が必要です

担当課まで御連絡ください。

➡「文書連絡員」へは月に２回「広報もりおか」、月に一回「回覧文書等」をお届けします。

【問い合わせ先】

玉山総合事務所総務課　TEL683-2116

(6) ごみ集積場所を設置するとき



① 最初に、同意を得てください。

予定地の所有者、利用者、近隣の方

② その後、担当課まで御相談ください。

設置する構造物、場所、時期等

【問い合わせ先】

盛岡地域：収集センター　TEL603-8030

資源循環推進課 TEL626-3716、626-3733

都南地域：資源循環推進課 TEL626-3716、626-3733

玉山地域：玉山総合事務所税務住民課 TEL683-3805

４　補助金、物品の支給・貸出し制度

■補助金制度の一覧

(1) 街灯設置費補助金
(2) 自治公民館整備事業補助金
(3) ごみ集積場所等整備事業補助金
(4)空き家等利用自治公民館賃借料補助金

実施前年度
６～９月頃

(5) ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ助成事業補助金(宝くじ助成)
(6) 一般ｺﾐｭﾆﾃｨ助成事業補助金(宝くじ助成)

実施
前年度
９月頃

(7) 地域防犯カメラ設置費補助金

実施前年度
10月末

(8) 公衆街路灯電気料給付金
(9) 町内会・自治会協働推進奨励金
(10) フラワーバスケット設置費補助金

随時

■物品の支給・貸出し制度の一覧

(1) 花苗配布事業 ・・・ 実施前年度11～12月上旬頃

(2) 市産材支給事業 ・・・ 実施年度５～６月頃

(3) 除雪・排雪に関する事業(その１)
　　小型除雪機・凍結防止剤
(4) 除雪・排雪に関する事業(その２) ・・・ 実施年度 ９月中旬

(5) 除雪・排雪に関する事業(その１)
　　排雪用ダンプトラック ・・・ 貸出希望日の３日前

(6) 防犯活動支援事業
(7) ｱﾒﾘｶｼﾛﾋﾄﾘ防除用器具等の貸出し ・・・ 随時

■補助金の手続き（例）

(3) ごみ集積場所等整備事業補助金



盛岡市

①実施予定調書の提出案内（前年度６月頃）

②実施予定調書の提出（前年度６～９月頃）

③補助金交付申請書の提出依頼（４月以降）

④補助金交付申請書の提出（随時）

⑤補助金交付決定通知（書類審査後）

町内会

■補助金の手続き（例）

(3) ごみ集積場所等整備事業補助金



盛岡市

⑥事業実施

⑦補助事業完了報告書、
補助金請求書の提出（事業完了後）

⑧補助金額確定通知（書類審査後）

⑨補助金のお支払い

町内会

5　市への相談

■地域担当職員制度

・コミュニティ推進地区組織
・地域づくり組織
　を支援します。



地域担当職員

① 地域窓口サポーター

職　員：原則地区に居住している職員
役　割：地区の会議やまちづくり懇談会への出席
　　地域の要望を市担当課へ取り次ぐなど

② 地域課題アドバイザー

職　員：地域課題の関係課の職員
役　割：地域課題の解決に必要な助言・情報提供
　　市関係課との連絡調整など

【問い合わせ先】
市民協働推進課協働推進係　TEL626-7535

■市民協働推進センター



設置場所：市内６つの公民館

中央公民館(TEL654-5366)・上田公民館(TEL654-2333)
西部公民館(TEL643-2288)・河南公民館(TEL622-2258)
都南公民館(TEL637-6611)・渋民公民館(TEL683-2354)

～業務内容～
・活動に活かせる助成金等の情報を紹介
・町内会・自治会運営、引継相談や先進事例紹介
・市に提出する補助金申請の受付や取次　　など

ご視聴ありがとうございました



盛岡市町内会連合会
玉山地域自治会連絡協議会
盛岡市 市民部 市民協働推進課